

## 予算編成会議設置要綱

### (目的及び設置)

第1条 予算編成に際し、全庁にわたる施策・事業の再構築等を通じて、行財政改革の強力な推進及び効果的な施策実施を図り、各局（区）連携による総合的、横断的な調整を行うため、予算編成会議（以下「会議」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 会議は、市長、副市長、総務企画局長及び財政局長をもって構成する。

2 市長は、事案の内容により、会議に関係局（区）長及び職員を出席させることができる。

### (開催)

第3条 会議は、市長が主宰し、必要に応じて開催する。

### (所掌事項)

第4条 会議において所掌する事項は、次のとおりとする。

- (1) 財政収支見通しに関すること。
- (2) 財政的枠組みに関すること。
- (3) 予算編成方針に関すること。
- (4) 予算における行財政改革に関する計画の取組課題に関すること。
- (5) 予算における重点施策の選択に関すること。
- (6) その他予算編成に関すること。

### (庶務)

第5条 会議の庶務は、財政局財政部財政課において処理する。

### (委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、財政局長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年8月23日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。